

都市基盤検討部会での検討状況（開催報告）

目的

西新宿地区再整備検討委員会設置要綱第8条に基づき、西新宿地区再整備方針の具体化に向け、都市基盤の再整備について関係者で検討を進める。

議事 別紙参照

第5回 主な議事内容（令和6年7月31日開催）

- ・再整備に向けた検討の具体化について
- ・再整備ガイドラインについて 等

各委員からの主な意見

- 4号と9号をつなぐ縦動線について、バリアフリー動線としての整理や歩行者動線への影響等を踏まえ、設置場所を検討することが必要
- 10号街路下大型駐車場の利活用について、西新宿地区で課題となっている観光バスやトラック等の路上駐車の状態も踏まえた検討が必要
- 道路、公開空地、建物低層部を一体的に整備することがガイドラインの一番のポイントだと思うので、「一体的に整備する」ということを、断面イメージ等でガイドライン前段に示したら如何か

第5回都市基盤検討部会の検討状況の報告

- 再整備に向けた検討の具体化について P 1 ~ 3

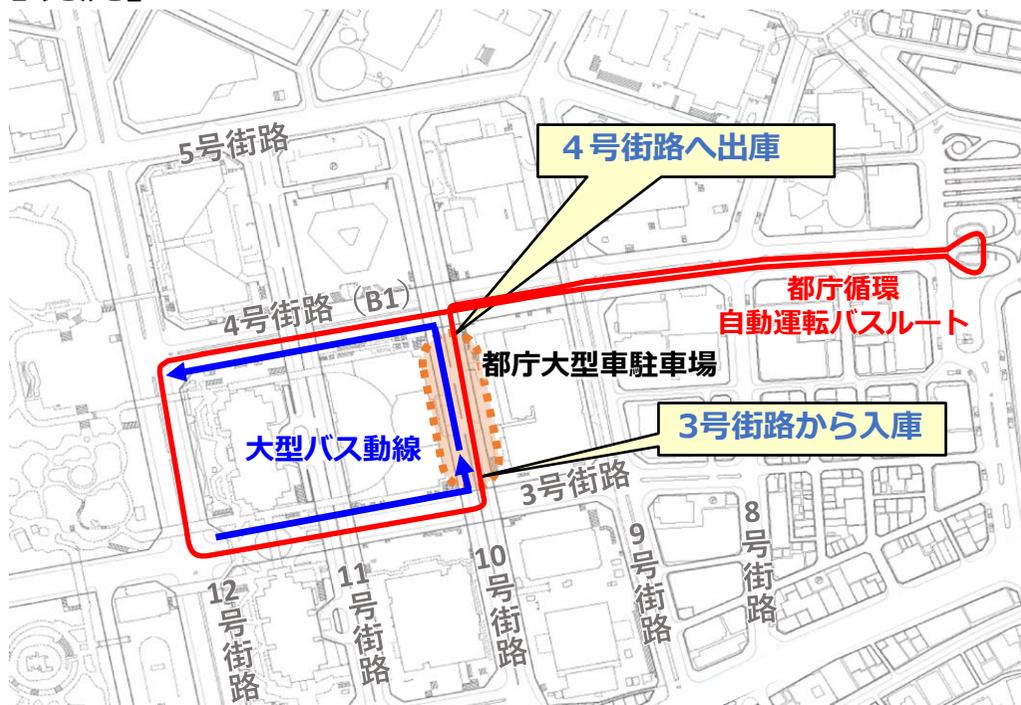
【本資料の位置付け】

- ・本資料は、検討中の資料であり、実現に向けては、現行法令との整合性等の確認及び各関係機関と協議を行う必要があります。

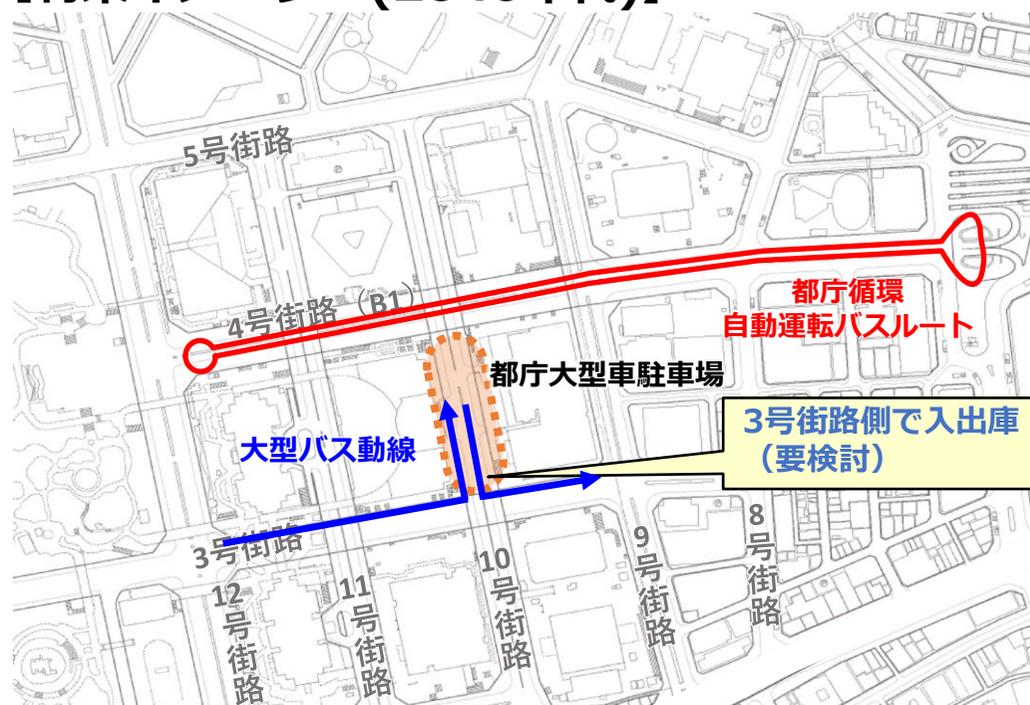
① 10号街路高架下(南)既存駐車場の活用について

- 大型バス駐車場、バイク・自転車駐輪場の機能の一部を残すほか、自動運転バス駐車場としての活用を検討
 - 4号街路の再整備に伴い、将来形(2040年代)では、**大型バスは3号街路側のみ入出庫可能とする。**
- 3号街路側の入出庫は、現況の幅員等から相互通行は難しいため、**交互通行での運用を基本として検討**
運用方法(案)として、3号街路上に車両退避スペースを設け、係員等により誘導
※道路管理者、交通管理者、事業者等と調整が必要

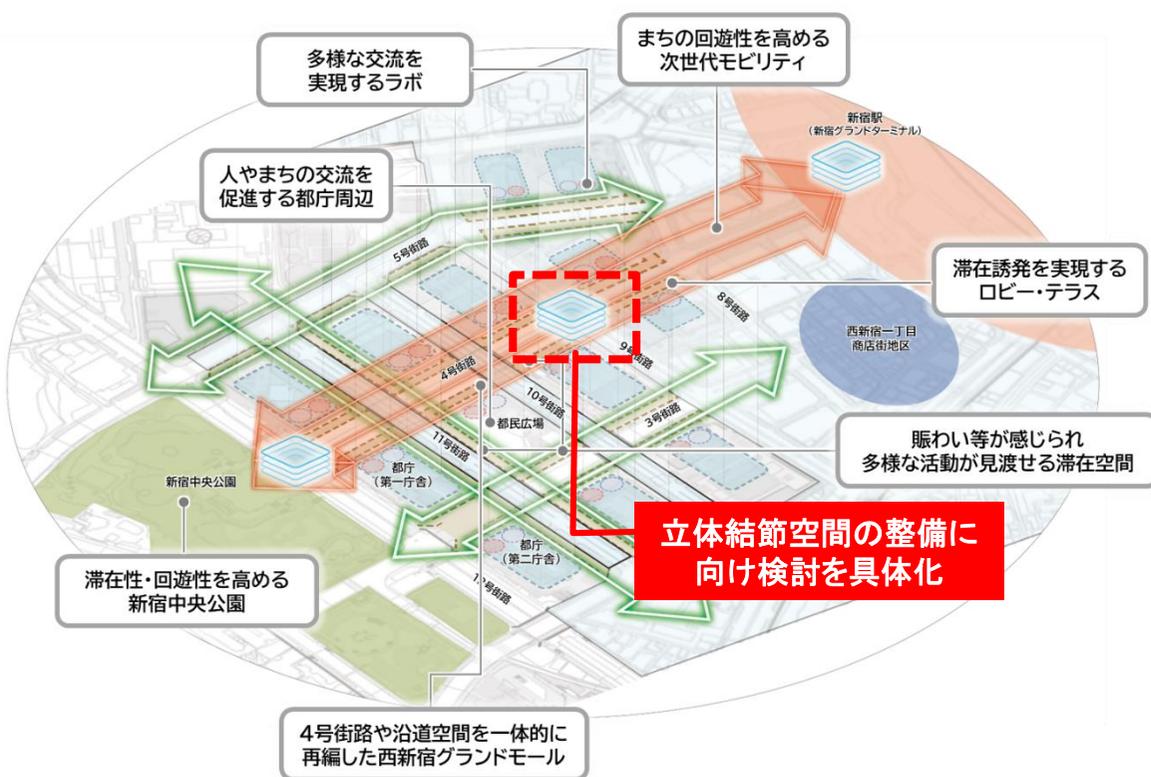
【現況】



【将来イメージ (2040年代)】 ※下図は現況のまま



② 立体結節空間の整備（4号街路・9号街路）



■ エレベーターの設置場所について

【道路内に設置する場合の課題】

- ①新宿駅と三井ビルを往来する通行動線の支障となる
- ②街区と接続するためには、街区側の改変が必要となる
- ③歩行空間が現況より狭くなる（歩道拡幅により歩道全体としては広がる）

解決策として、**街区端部に設置された既存階段を撤去し、EVを街区端部に設置**する案を検討

【今後の課題】

- ・街区側地権者との協議・調整や法令や道路区域の設定等の整理が必要
- ・地下躯体への影響の検証が必要

■ エスカレーターの設置について

道路内への設置を検討しているエスカレーターについて、導入コストや維持管理等を踏まえ、エスカレーター新設、階段新設、設置なしの3パターンについて、比較検討を行った。

導入コストや維持管理、歩行者動線（通常時・災害時）の比較結果を踏まえ、エスカレーターではなく**階段を新設すること**が望ましい

③ 4号街路トンネル部のボイド検討

- トンネル部の歩行空間拡充に伴い、明るく見通しの良い開放的な空間への再編に向け、ボイド（天井採光）による明るさ確保について検討
- 人工照明のみに依存した場合、大規模空間では照明器具の整備コスト・維持管理コストが増大することや、災害などによる停電があった場合の対応が困難になること等から、天井部を開口し自然光を取り入れることで、環境にやさしく、災害時にも明るさを確保できる採光計画を検討
- トンネル部の構造上、**新たに開口部を設けるには大規模な改修が必要となるため、通風孔・換気孔といった既存開口部を活用した自然採光を検討**



西新宿グランドモールのトンネル部の将来イメージ

《歩道上の通風孔の活用可能性》

- ・未設置区間やバス停乗降部への設置等により連続した採光が確保しにくく、かつトンネル部の既存歩行空間上にあるため、既存照明機能との兼ね合いにより活用の必要性が低い。

《中央分離帯上の換気孔の活用可能性》

- ・連続的に開口部が設置されているが、開口内部に排煙用ファンが設置されており、採光への活用は難しい。

植樹帯内の通風孔



バス停乗降部等の通風孔



開口による自然採光を取り入れるのは困難なため、

- ・**照明等による代替手段を検討**
- ・**街区の建替えやトンネル部の大規模改修に合わせ、自然採光の取り入れ方法を検討**